

大気汚染防止法（昭和47年法律第57号）の改正を踏まえ、石綿含有廃棄物等処理マニュアルにおいて、新たに大気汚染防止法の規制対象となった建築材料の廃棄物に関する取り扱いが整理されたことから、産業廃棄物処理業に係る許可の取り扱いを次のとおりとした。

◆マニュアル改定による石綿含有廃棄物等の取り扱い

○従来の取り扱いとの変更点は以下のとおり。

＜廃石綿等＞

大気汚染防止法施行令における「吹き付け石綿」に該当しないもの*は石綿含有廃棄物として取り扱う。

※「吹き付け石綿」に相当する石綿含有仕上塗材等が解体等工事により撤去され廃棄物となったものは廃石綿として取り扱っていたが、大気汚染防止法の改正により、取り扱いが変更となる。

＜石綿含有廃棄物＞

従来、石綿含有廃棄物として取り扱っていた石綿含有成形板や石綿含有ビニル床タイルに加え、石綿含有仕上塗材等が解体等工事により撤去され廃棄物となったものが新たに追加された。また、石綿を含有する建材とみなして撤去され廃棄物となったものも石綿含有廃棄物とみなされることとなった。

なお、石綿含有廃棄物が排出される解体等工事（廃石綿等が排出される解体等工事は除く。）において廃棄されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるものについては、付着した石綿を吸い取る又は拭き取ることが望ましいが、それが難しい場合は石綿含有廃棄物が付着した廃棄物として同様に扱う。

○産業廃棄物となる石綿含有廃棄物（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）は、除去された工法によっては、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合もあることから、従来該当するとしていた「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」（以下「3品目」という。）に加え、汚泥を追加することとする。

◆主な取り扱い方針

○マニュアル改定時に、現に特別管理産業廃棄物処理業者であり、廃石綿等として「石綿含有仕上塗材等が解体等工事により撤去され廃棄物となったもの」を取り扱っていた者は、産業廃棄物処理業において、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の許可を有している事業者とみなす。

○「汚泥」の許可を有している産業廃棄物処理業者から更新、事業範囲の許可申請があった場合は、申請書に3品目に加え、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の取り扱いの有無を記載させる。

なお、石綿含有産業廃棄物を含む旨の申請があった場合は、当該事業者の特別管理産業廃棄物処理業許可証の写しを添付させる等、許可の範囲に「廃石綿等」が含まれていることを確認する。

○「汚泥」の許可を有していない産業廃棄物処理業者から更新許可申請があった場合は、申請書に、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の取り扱いの有無について記載させるが、条件を「石綿含有産業廃棄物に限る。」とし、それ以外の取扱いは認めない。

なお、当該事業者が石綿含有産業廃棄物以外の汚泥を取り扱う場合は、事業範囲の変更に該当することから、変更許可申請による手続きが必要となる。

<汚泥（石綿含有産業廃棄物）のみなし許可の取り扱い>

		特別管理産業廃棄物処理業の許可品目	
		廃石綿等あり	廃石綿等なし
産業廃棄物 処理業の 許可品目	汚泥あり	「汚泥（石綿含有産業廃棄物を <u>含む</u> ）」 とみなす	—
	汚泥なし	「汚泥（石綿含有産業廃棄物に <u>限る</u> ）」 とみなす	—

○産業廃棄物処理業の許可を有していない特別管理産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の「汚泥（石綿含有産業廃棄物に限る）」の許可を有するとみなすが、速やかに産業廃棄物処理業の新規許可申請を行うよう指導する。

○既存の産業廃棄物処理業者の許可証の書き換えは、事業者からの要望がない限り更新許可又は事業範囲の変更許可の際に、取り扱いの有無を確認の上、その旨記載する。

更新・事業範囲の変更許可申請

申請書に「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の取り扱いの有無について記載させる。



許可証に「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の取り扱いの有無を記載し、交付する。

許可証の書き換え要望があった場合

「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」を取り扱っている旨及び許可証の書き換えを希望する旨を記載した書類を提出させる。



許可証に「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の取り扱いの有無を追加し、交付する。
(無しの場合は記載不要)

名称・代表者等の変更に伴う許可証の書き換えの要望があった場合

「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の取り扱いの有無の追加の要望について確認の上、必要に応じて追加して交付する。
(取り扱いの有無を確認できない場合は、許可申請時等の手続きの段階で取り扱いの有無についての確認を実施する。)

1 許可申請書等の取り扱い

- 更新許可申請にあたって、既存の産業廃棄物処理業者の許可の範囲に「汚泥」が含まれており、かつ特別管理産業廃棄物処理業の許可の範囲に「廃石綿等」が含まれている場合は、<記載例1>のとおりとする。

<記載例1>

許可申請書 (第1面)	
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	収集運搬業(積替え・保管を除く) 汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。

- 更新、事業範囲の変更許可申請にあたって、既存の産業廃棄物処理業者の許可の範囲に「汚泥」が含まれていないが、特別管理産業廃棄物処理業の許可の範囲に「廃石綿等」が含まれている場合は、<記載例2>のとおりとする。

<記載例2>

許可申請書 (第1面)	
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	収集運搬業(積替え・保管を除く) 汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 汚泥は石綿含有産業廃棄物に限り、汚泥以外は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。

- 許可申請書第1面の「事業の範囲」欄に、記載例に示す「別紙1のとおり」と記載させる場合は、<記載例3>又は<記載例4>のとおりとする。
なお、3品目の記載例は従来どおりとする。

<記載例 3>

産業廃棄物：「汚泥」、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」の許可を有している場合

另J系氏 1 (産業廃棄物収集運搬業)

事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	保管・積替の有無	取り扱う産業廃棄物の具体的な性状 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載)
汚泥	無	ベントナイト汚泥、活性汚泥等 (石綿含有産業廃棄物を含む)
燃えがら	無	焼却炉の残灰 (水銀含有ばいじん等含む)
ばいじん	無	産業廃棄物処理施設で発生するばいじん (水銀含有ばいじん等含む)
廃酸	無	廃硫酸等、染色廃液等酸性廃液
廃プラスチック類	有	廃シート、廃ポリ容器、廃スチロール類等 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
木くず	無	家屋解体木くず等
金属くず	有	鉄骨鉄筋くず、非鉄金属の研磨くず等 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
がれき類	無	工作物の除去に伴い発生する廃コンクリート、アスファルト類 (石綿含有産業廃棄物を含む)

	取り扱いの有無	保管の有無
自動車等破砕物	無	無
石綿含有産業廃棄物	有	無
水銀使用製品産業廃棄物	有	有
水銀含有ばいじん等	有	無

(以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物を除く)

<記載例 4 >

産業廃棄物：「汚泥」の許可を有していないが、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」の許可を有している場合

另J糸氏 1 (産業廃棄物収集運搬業)

事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	保管・積替の有無	取り扱う産業廃棄物の具体的な性状 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載)
汚泥	無	石綿含有仕上塗材等が廃棄物になったもの (石綿含有産業廃棄物に限る)
燃えがら	無	焼却炉の残灰 (水銀含有ばいじん等含む)
ばいじん	無	産業廃棄物処理施設で発生するばいじん (水銀含有ばいじん等含む)
廃酸	無	廃硫酸等、染色廃液等酸性廃液
廃プラスチック類	有	廃シート、廃ポリ容器、廃スチロール類等 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
木くず	無	家屋解体木くず等
金属くず	有	鉄骨鉄筋くず、非鉄金属の研磨くず等 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
がれき類	無	工作物の除去に伴い発生する廃コンクリート、アスファルト類 (石綿含有産業廃棄物を含む)

	取り扱いの有無	保管の有無
自動車等破砕物	無	無
石綿含有産業廃棄物	有	無
水銀使用製品産業廃棄物	有	有
水銀含有ばいじん等	有	無

(以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物を除く)

○事業範囲の変更許可申請の場合も、許可申請と同様とする。

○石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、事業計画の概要の（第4面）「4. 収集運搬業務の具体的な計画」の中の「車両毎の用途」へ飛散流出防止措置を記載させる。また、積替保管を行う場合には、（第5面）「環境保全措置の概要」の中の「積替施設又は保管施設において講ずる措置」に取り扱いを記載させる。

<記載例5>（第4面）「4. 収集運搬業務の具体的な計画」（車両毎の用途）

車両毎の用途			
車の種類	運搬する廃棄物の種類	具体的な用途	飛散流出防止措置
キャブ オーバー	廃プラスチック類	△△△から発生する梱包材等をフレコンバックに入れ、秋田市の当社積替保管施設に搬入し、保管する。積替保管施設からは週1回、(有) ○△□へ運搬する予定。	フレコンバックを使用し、荷台に防水シートを掛ける。 水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合は、破損しないよう措置を講じるとともに、その他の廃棄物と混同しないように仕切を設け、かつ、飛散しないようシートで覆う。
	木くず	市内解体現場から発生する家屋解体木くずを(有) ○△○へ運搬する。	荷台に防水シートを掛け、適宜ロープ等で固定する。
	金属くず	市内建設現場から発生する鉄骨鉄筋くずを(有) ○△○へ運搬する。	荷台に防水シートを掛け、適宜ロープ等で固定する。 水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合は、破損しないよう措置を講じるとともに、その他の廃棄物と混同しないように仕切を設け、かつ、飛散しないようシートで覆う。
	汚泥 廃プラスチック類 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	解体工事等から発生する石綿含有産業廃棄物を二重袋やフレコンバックに入れ、秋田市の当社積替保管施設に搬入し、保管する。積替保管施設からは週1回、(有) ○△□へ運搬する予定。	石綿含有産業廃棄物を収集運搬する場合は、 <u>変形又は破断しないよう措置を講じるとともに、その他の廃棄物と混同しないように仕切を設け、かつ、飛散しないようシートで覆う。</u> なお、 <u>以下の石綿含有産業廃棄物は次の措置を講じる。</u> <u>石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは二重こん包し、けい酸カルシウム板第1種が廃棄物となったもの及び除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等はフレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等にこん包して廃棄物の露出がないようにする。</u>
ダンプ	汚泥	含水率85%未満の汚泥を(株) □□□へ運搬する。	荷台に防水シートを掛ける。
	燃えがら、ばいじん	廃棄物処理施設から発生した燃えがら及びばいじんを(株) ◇◇◇へ運搬する。	荷台に防水シートを掛ける。 水銀含有ばいじん等を運搬する場合は、蓋付きの容器に入れた上で、防水シートを掛ける。
	がれき類	市内解体現場から発生する工作物の除去に伴って生じるコンクリート、アスファルトを(有) ○△○へ運搬する。	荷台に防水シートを掛ける石綿含有産業廃棄物を収集運搬する場合は、その他の廃棄物と混同しないように仕切を設け、かつ、飛散しないようシートで覆う。

<記載例 6> (第 5 面) 「5. 環境保全措置の概要」

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

①～⑧ 省略

⑨ 車両毎、取り扱う産業廃棄物毎具体的な飛散流出防止措置は前ページの「車両毎の用途」による。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

(一部省略)

石綿含有廃棄物を積替え保管する際は、飛散流出を防止するため、シートで覆う。

水銀使用製品産業廃棄物を積み替え又は保管する場合は、その他の廃棄物と混同しないように仕切を設け、かつ、飛散しないようシートで覆う。

2 許可証の記載

○交付する許可証については、石綿含有産業廃棄物の取り扱いの有無は<記載例 7>又は<記載例 8>のとおり記載する。

<記載例 7>

産業廃棄物：「汚泥」、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」の許可を有している場合

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ウ 廃油、

エ 廃酸、オ 廃アルカリ、

カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残渣、サ ゴムくず、

シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

ス ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、

セ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 14 品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

<記載例 8>

産業廃棄物：「汚泥」の許可を有していないが、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」の許可を有している場合

1. 事業の範囲

・・・

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物に限る。）、・・・

3 許可証の書き換え

- 書き換えを行う際は、現に「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」を取り扱っている旨と許可証の書き換えを希望する旨を記載した書類を提出させる。
例として<申出書例>のとおりとするが、様式は任意とする。
- 法人の名称、住所及び代表者の変更届出書が提出され許可証の書き換への要望があった場合は、名称等変更と併せて「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の取り扱いの有無について確認し、書き換への要望があった場合は、上記のとおり取り扱う。
- 許可証を書き換える際は、許可の更新又は変更の状況の欄に次のように記載する。

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日：平成〇〇年〇月〇日

書換交付年月日：令和3年〇月〇日 汚泥（石綿含有産業廃棄物）の取り扱いの有無を記載

※変更許可申請及び更新許可申請に対する許可証を交付する際には、取り扱いの有無を記載する必要はない。（例えば、“更新許可”のみの表記でよい。）

< 申出書例 >

産業廃棄物処理業の事業範囲に関する申出書

令和 年 月 日

秋田県知事 へ

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付第 号で許可を受けた産業廃棄物収集運搬業（産業廃棄物処分業）について、事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類）には、汚泥（石綿含有産業廃棄物）を含みます。

また、産業廃棄物収集運搬業（産業廃棄物処分業）の許可証の書き換えをお願いいたします。

<担当者>

住 所

所属・氏名

TEL

E-mail